

No.1 保険契約者兼被保険者である妻が所有する被保険建物の火災が夫の故意によって発生したと推認し得る場合と保険会社の保険金支払義務の有無（消極）

平成23・4・15長野地裁伊那支部判決、平成19年(ワ)第21号保険金請求事件、請求棄却【控訴】<単独：氣賀澤耕一裁判官>

【判示事項】 保険契約者兼被保険者である妻が所有する被保険建物の火災が夫の故意によって発生したと推認し得る場合において、夫を保険契約者兼被保険者である妻あるいは少なくとも被保険者である妻と同視することが信義則上許されるときは、保険会社は、保険契約者あるいは被保険者の故意または重過失によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の免責条項の適用ないし準用によって、妻に対する保険金支払義務を負わない。

【当事者】 X（個人）対Y（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

【事案の概要】 Y（旧商号・あいおい損害保険株式会社）の前身であるZ₁（千代田火災海上保険株式会社）および訴訟承継前被告であったZ₂（ニッセイ同和損害保険株式会社）との間でそれぞれ火災保険契約を締結していたX（個人）が、Y（Z₂を吸収合併してXのZ₂に対する訴訟も承継している）に対し、その被保険建物である本件建物が全焼したこと（本件火災）を理由に、各保険約款に定める保険金合計2,048万4,167円および遅延損害金の支払いを求めるのに対し、Yにおいて、本件火災はXの夫であるAまたはその意を受けた第三者の放火もしくはAの重過失によって発生したものであるところ、XとAとの関係などから、保険約款の免責条項の「保険契約者」あるいは「被保険者」の故意または重過失によって損害が生じた場合と同視し得るので、Yは保険金支払義務を負わないと主張して、Xの請求を争っている事案である。

【理由の要旨】 1 Aは、8月12日〔注…本件火災が発生した平成18年8月14日の2日前〕に投光器を所持して本件建物内に入り、時間の経過によって火災を発生させる意図の下に、本件建物内の発火しやすい場所に明かりをつけたままの投光器を意図的に放置し、時間の経過により、その意図のとおり本件火災を発生させたものと十分推認できるといふべきであ〔つて〕…本件火災は、Aの故意によって発生したものと認定できる。2 本件建物は、購入資金をX名義で…借入れをしてX名義で購入され、所有権移転登記もX名義でなされているが、実質的にはAとX夫婦が婚姻後に取得した共有財産であると認めるのが相当であり、本件建物がX名義で登記されていることから、本件各火災保険の保険契約者及び被保険者がXとされたに過ぎないといふことができる〔から〕…Xの夫であるAを、本件各火災保険の「保険契約者兼被保険者」であるX、あるいは、少なくとも「被保険者」であるXと同視することが信義則上許されるべきである。3 そうすると、本件各火災保険については、保険約款の…免責条項が適用ないし準用され、その結果、保険会社であるYは免責され、…保険金支払義務を負わないことになる。

No.2 従業員の不法行為について当該従業員が当初在籍していた甲会社ならびにその後に移籍した乙会社および乙会社の親会社である丙会社の使用者責任の有無

平成23・7・20東京地裁民事第32部判決、平成19年(ワ)第20081号損害賠償請求事件、平成22年(ワ)第41173号、第41178号各訴訟承継参加申立事件、請求一部認容【控訴】<合議：白井幸夫裁判長>

【判示事項】 従業員の不法行為が当初在籍していた甲会社に在任中に開始され、その後に移籍した乙会社に在任中も継続していた場合において、いずれも、外形上、甲会社の業務の範囲に属するとみることができるときは、甲会社が使用者責任を負い、乙会社およびその親会社である丙会社は使用者責任を負わない。

【当事者】 X（日本GE株式会社）、Z₁（トランス・コスモス株式会社）、Z₂（PTCジャパン株式会社）対Y₁（株式会社東芝）、Y₂（東芝情報システム株式会社）、Y₃（東芝情報システムテクノロジー）、Y₄（日本ノーベル株式会社）

【事案の概要】 当初Y₁、その後Y₃の従業員であったAが、Xとの間で、契約締結権限がないのに、これを秘して、Y₁がXからソフトウェアのライセンス等を購入する旨の割賦販売契約を繰り返し締結して、Xから売買代金として合計83億9,377万1,400円を詐取した不法行為について、Aが、Y₁およびY₃と、Y₃の親会社であるY₂とに対し、使用者責任に基づく損害賠償を求めるほか、Aの不法行為について、Z₁の従業員、Y₄の代表取締役およびZ₂の従業員も加担していたとして、Z₁、Y₄およびZ₂に対し、使用者責任または会社法350条に基づく損害賠償を求める事案であるが、訴え提起後、Xは、Z₁およびZ₂に対する訴えを取り下げ、Z₁およびZ₂は、XからY₄に対する損害賠償請求権について、債権譲渡を受けたとして、承継参加し、Xが訴訟脱退している。なお、以下の理由の要旨は、Aの不法行為として認定されている本件契約①～⑩によるXに対する詐欺に対するY₁～Y₃の使用者責任の有無についてである。

【理由の要旨】 1 Aによる本件契約①から⑥の締結は、AがY₁セミコンダクター社ITプロジェクトチーム〔注…Y₁のいわゆる社内カンパニーである〕に在任中にされたものであるところ、…外形上、Aが行っていたY₁の業務の範囲に属するとみることができ。2 Aによる本件契約⑦から⑩の締結は、AがY₃に移籍した後にされたものであるが、…Aが移籍後もこのような業務〔注…本件契約⑦から⑩の締結〕を引き続き担当することは、外形上、不自然ではないとみることができ…、Y₁の…従業員が、このようなAの行為に関与し、協力する外観が呈されていたこと…を考慮すると、…本件契約⑦から⑩の締結も、外形上、Aが行っていたY₁の業務の範囲に属するとみることができ。3 本件契約⑦から⑩は、いずれもY₁を契約主体としたものであって、…外形上、Aが担当していたY₂及びY₃の業務の範囲に属するということはいできない。

No.3 糖尿病に罹患していた保険契約者兼被保険者が自動車を運転中に交通事故を惹起して死亡した場合と保険約款所定の疾病免責条項の適否（消極）

平成23・9・28札幌地裁民事第1部判決、平成22年(ワ)第2165号保険金請求事件、請求一部認容【確定】<単独：鳥居俊一裁判官>

【判示事項】 糖尿病に罹患していた保険契約者兼被保険者である甲が自動車を運転中に交通事故を惹起して死亡した場合において、保険約款所定の疾病免責条項が適用されるためには、甲の死亡の直接の原因が当該事故であることが明らかである以上、保険者である乙において、甲の特定の疾病による特定の症状のために当該事故が惹起されたことを主張立証する必要があると解するのが相当であるところ、当該事故直前、甲が気を失っていた可能性は否定できないものの、それが糖尿病に伴う低血糖による発作であったなどとは認められない判示の事実関係の下においては、当該事故について疾病免責条項を適用することはできない。

【当事者】 X（個人）対Y（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

【事案の概要】 Yとの間で締結された傷害保険契約（本件保険契約）の保険契約者兼被保険者であるAが交通事故（本件事故）により死亡したため、その妻であるXが本件保険契約に基づく死亡保険金の支払いを求めたのに対し、Yにおいて、本件保険約款所定の「被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支払わない」旨の疾病免責条項の適用を理由に、Xの請求を争っている事案である。

【理由の要旨】 1 Aは、本件事故という外部からの作用により、腸間膜断裂の傷害を負い、その結果出血性ショックにより死亡したものと認められる。2 本件事故に疾病免責条項が適用され…るためには、…Yは、Aの傷害（腸間膜断裂）がAの疾病により生じたことを主張立証することが必要というべき〔ところ〕…上記傷害の直接の原因が本件事故であることは明らかであるから、…その間接的な原因すなわち本件事故を惹起した原因がAの疾病であることを主張立証すべきである〔が〕…疾病免責条項…に照らせば、Yのこのための主張立証としては、単にAに疾病の既往歴や素因があるとの主張立証では足りず、特定の疾病による特定の症状のために本件事故が惹起されたことの主張立証が必要であると解するのが相当である。3 Aは、本件事故直前に何らかの事情により、気を失っていた、あるいは居眠りをしていない可能性があることは否定できない〔ところ〕…Aは、糖尿病患者であり、たとえば空腹時（低血糖時）にインスリン注射をすれば、低血糖に伴う発作を起こす可能性があることは否定できない〔が〕…Aが、本件事故当日の朝食を取らずに、インスリンを注射したことを示す的確な証拠もな〔く〕…本件事故直前、Aは気を失っていた可能性は否定できないものの、これが糖尿病に伴う低血糖による発作であったとは認められない〔から〕…本件事故は、Aの疾病により惹起されたものと認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

No.4 甲株式会社と乙株式会社とが共同持株会社である丙株式会社を設立したが甲の普通株式1株に対して丙の普通株式が0.9株しか割り当てられなかった場合と甲株式会社の代表取締役の同社の株主に対する会社法429条1項所定の損害賠償責任の有無（消極）

平成23・9・29東京地裁民事第8部判決、平成22年(ワ)第26190号損害賠償請求事件、請求棄却【控訴】<合議：福井章代裁判長>

【判示事項】 甲株式会社と乙株式会社とが共同持株会社である丙株式会社を設立したが、甲の普通株式1株に対して丙の普通株式が0.9株しか割り当てられなかった場合であっても、甲の代表取締役において、必要な情報の収集や分析を怠ったということができず、その意思決定の過程や内容が企業経営者として不合理、不適切なものであったということもできない判示の事実関係の下においては、同社の株主に対し、会社法429条1項所定の損害賠償責任を負わない。

【当事者】 Xら（個人4名）対Y（個人）

【事案の概要】 A（日本興亜損害保険株式会社）の普通株式を保有していたXらが、Aの代表取締役Yにおいて、AとB（株式会社損害保険ジャパン）と共同株式移転の方法により共同持株会社であるC（NKS Jホールディングス株式会社）を設立するにあたり、公正な株式移転比率を定めるべき任務を悪意または重過失により怠って、Aの普通株式1株に対してCの普通株式が0.9株しか割り当てられなかったため、損害を被ったと主張して、会社法429条1項に基づく損害賠償を求めている事案である。

【理由の要旨】 Aは、特別な資本関係がなく、相互に独立した立場にあるBとの経営統合によって、コストを削減するとともに、今後の成長が見込まれる海外保険市場や生命保険事業に経営資源を投入し、グループ収益の向上を図ることを目的として本件株式移転を行ったものである〔が〕…このような独立した企業間の株式移転は、当事会社が互いにそれぞれの事業計画に基づいて将来の収支の状況や…経営統合の諸条件を合意することによって行われるものであるから、このような株式移転比率の合意には、将来にわたる企業経営の見通しやシナジーの予測等を踏まえた会社の経営者としての専門的かつ総合的な判断が必要となる〔ので〕…株式移転比率に関する合意の任務に当たる取締役の判断が善管注意義務に違反するというためには、その判断の前提となった事実を認識する過程における情報収集やその分析に誤りがあるか、あるいは、その意思決定の過程や内容に企業経営者として明らかに不合理な点があることを要するものというべき〔ところ〕…このような見地に立って本件についてみるに…YがAの取締役として本件株式移転の移転比率を合意するに当たり、判断の前提となる事実を認識するために必要な情報の収集や分析を誤ったということもできず、また、その意思決定の過程や内容が企業経営者として不合理、不適切なものであったということもできないことは明らかである〔から〕…Yに善管注意義務違反となるべき任務懈怠があるということもできない。

※次回の金判 SUPPLEMENT Vol.36 は、No.1379（2011年12月1日号）の掲載予定です。